

千葉県知事
熊谷俊人様

田原地区メガソーラー事業 に関する要望書

令和7年11月14日

鳴川市

鳴川市議会

本市田原地区で計画されているメガソーラー事業（以下「当該事業」という。）につきましては、太陽光発電施設の設置を目的とする県内最大規模の林地開発行為であり、現在、多くの市民から事業の安全性に対する懸念や事業の中止を求める声を頂いております。

こうした中で、令和7年10月28日に千葉県農林水産部森林課により行われた現地調査において、約1.5ヘクタールに及ぶ範囲で林地開発行為の許可条件に違反する伐採が確認されました。

当該事業におきましては、これまでも伐採木の不適切な残置が確認されていることに加え、本市市道への掘削土砂の不適切な堆積について是正を求めている状況にあること、また、本市と事業者であるA S 鴨川ソーラーパワー合同会社（以下「事業者」という。）との間で締結した「鴨川市田原地区における太陽光発電事業工事着工に関する協定書」（以下「5項目の協定」という。）の協定事項につきましても十分な履行が為されておらず、事業者の対応については不信感を抱かざるを得ない状況にあります。

国におきましても再生可能エネルギーの導入拡大・脱炭素化政策の推進に当たっては、地域との共生が図られることが大前提であるとしておりますが、当該事業につきましては、未だ地域の不安の払拭や事業実施への理解が得られているとは言い難く、地域

との共生には程遠い状況にあります。

つきましては、市民の安全、安心の確保を図ることを最優先に、自然環境の保護及び景観保全の観点からも、今後の当該事業に対する対応につきまして、以下のとおり要望いたします。

1 林地開発行為の適正な執行の確保について

現在、事業者に対し、伐採された森林の復旧措置計画の提出を求めているものと認識しておりますが、伐採樹木の復旧のみならず、今後の着実な再発防止措置の確立を図られるよう要望いたします。

また、当該事業につきましては、58回を超える行政指導が行われたと伺っておりますが、指導の中には、伐採樹木の適正処理や埋立て盛土の工法等に係る事業の安全性を確保するための極めて重要な指導もあると認識しており、指導事項の適正な履行が為されない状況下での事業再開は許容できるものではありません。

地域住民の不安や懸念を払しょくするためにも、着実かつ適正な履行による指導事項の遵守はもとより、当該指導事項の内容、若しくはその結果を公表されるよう要望いたします。

加えて、今後の適正な事業執行に向け、更なる監視体制の強

化等を図られるよう併せて要望いたします。

2 事業の安全性の確認について

千葉県におかれては、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）第 25 条の規定に基づく報告の徴取を行うとともに、報告事項の安全性の確認等がなされるまでの間、工事の一時中止を要請されました。

また、安全性の確認等に当たりましては、災害防止や環境保全など様々な観点から専門的、技術的な助言を得るための有識者会議の設置も予定されております。

現在、事業者において、林地開発行為に係る行政指導により、厳格化された新たな許可基準を斟酌した事業計画への変更を行っているものと認識しておりますが、安全性の確認に当たりましては、変更後の計画に対する検証が必要不可欠です。

つきましては、確定した変更後の計画を対象として、改正法令並びに新基準に基づく厳正なる調査と検証をお願いするとともに、検証結果等を公表されるよう要望いたします。

3 開発区域の縮小について

当該事業は、約 150 ヘクタールに及ぶ広大な造成工事を伴うものであり、開発面積が大きければ大きいほど、安全性に対する懸念は強まります。

事業計画時に比して、近年ソーラーパネルの顕著な高性能化（発電量の増加）が認められる中、当初計画していた発電量を確保することを前提としても、パネルの設置枚数の縮減、これに伴う開発区域の縮小及び盛り土量の削減等の計画変更は、森林の有する役割を阻害しないことを目的とする林地開発行為制度の趣旨に照らしても必然であります。

つきましては、林地開発行為における行政指導において、伐採森林及び開発区域の縮小に向けた事業計画の変更について、強く事業者には指導されるよう要望いたします。

4 メガソーラー事業に係る規制強化に向けた国の動向について

これまで太陽光発電事業については、既存の法体系の中で、必要な事業規律の強化が行われてまいりましたが、未だ地域共生上の懸念が生じている事例がみられるとして、5 省による「太陽光発電事業の更なる地域共生・規律強化に向けた関係省

庁連絡会議」が設置され、年内にも規制強化に向けた関係法令の改正や監視体制の強化などの対応策を取りまとめるとの報道等も為されております。

本市におけるメガソーラー事業につきましても、これらの動向を踏まえ、少なくとも国の新たな対応策が明らかになるまでの間に事業が再開されるようなことはあってはならないと考えております。

つきましては、千葉県におかれましても、特に事業再開を認める場合にあっては、今後取りまとめられる改正法令等に基づく厳正な対応を図られますよう要望いたします。

5 協定事項の履行等に向けた側面支援について

本市におきましては、当該事業に係る林地開発許可に先んじて、平成31年3月19日付けで、良好な地域環境及び安全な市民生活を確保することを目的に5項目の協定を締結しました。協定事項につきましては、事業着工前に事業主体及び資金計画を明確化すること、工事の安全性確保に向けた必要な措置及び地元事業者を関与させること、加えて有害鳥獣対策を行うこと等を定めたところでございます。

当該事業につきましては、林地開発許可を得た後、長らく休

止をしておりましたが、令和6年12月に事業再開届が提出され、令和7年5月に工事着工となった処でございます。

しかしながら、着工の段階においても十分な協定事項の履行が為されているとは言えない状況にあります。

こうした中で、現在、協定事項の遵守と、より広い範囲の市民等を対象とした説明会の開催を求め、事業者との間で調停を行っている状況ですが、調停においても事業者からは誠意ある対応が得られていない状況にあります。

つきましては、林地開発許可及び盛土規制法における行政指導の中で、工事再開に向けた条件として5項目の協定の遵守もその一つとされるなど、協定事項の履行等に向けた強力な側面支援を要望いたします。

令和7年11月14日

鴨 川 市 長 佐々木 久之

鴨川市議会議長 川 崎 浩 之